

計画主体名	鹿島市（佐賀県）		
計画期間 実施期間	H25年度～H27年度 H25年度	総事業費（交付金額）	13,200千円（6,600千円）

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	交流人口増を図ることを目標にしており、国の基本方針と適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	第5次鹿島市総合計画に基づいて策定しているため、適正である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	活性化施設利用のために各集落での意向を伺いながら計画している。 また、集落における女性の意見等も聞きながら策定しており適正である。
事業の推進体制は確立されているか	○	鹿島市が主体となって事業を展開する。なお、各地区振興会で推進体制を図る。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	活性化施設の整備により、交流人口の増加を図るために、加工機械を使った事業を実施するため、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間はH25年度～H27年度の3カ年となっており、実施期間もH25年度で適正である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付金要望額、交付金限度額ともに6,600千円であり範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規に着手するため適正である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	業務用機械器具は7年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	新たに設置するため見込まれる。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領により行っているので適切である。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領第2により投資効率を1.29とみなした。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業主体は鹿島市であり、実施要領別表の2の要件を満たしている。具体的には、対象地域は、鹿島市であり特定農山村地域に指定されている。また、農村振興局長が別に定めるもので、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について（平成19年8月1日農林水産省大臣官房長通知）の（別表）要件類別ごとの要件等の14事業メニューで、地域資源活用総合交流促進施設42地域連携販売力強化施設の地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要施設な生産・加工施設、販売戦略（IT関連）施設、販売促進（販売・貯蔵・食材提供用）施設等及びこれらの附帯施設の整備に該当する。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	事業主体は鹿島市であり、個人に対する交付はしない。また、目的外使用も発生しない。
施設等の利活用の見通し等は適正か	○	適正である。

地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	施設への入り込み客数は、利用計画から想定しており、また、活性区域での交流人口の増加についても、平成22年度～平成24年度（見込み）の観光客動態調査を基にし、現状と今後の見込みを算出している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	近隣市町に類似施設は無い。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	利用形態を検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	利用計画による規模の設定及び利用しやすい場所の確保や直売所等他施設との連携など検討している。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	女性グループの意見を取り入れている。
事業費積算等は適正か	○	適正である。
過大な積算としていないか	○	必要最小限の事業費を積み上げているため、過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	費用対効果を充分認識しながらコスト低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	適正である。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	事業実施個所は立地性、利便性等適正である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	加工機械を設置する調理実習室を設置予定であり、用地は確保している。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	—	該当なし
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記	—	該当なし

IIの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか		
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	○	加工機械の導入は適切である
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	取り組む予定であり、新たな交流促進が期待できる。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	加工機械での商品化研究により期待できる。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○	市の直営により1年を通して運営する。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○	加工機械により農家が農産物を6次加工し、試作品を生みだすことを想定している。また、女性グループの利用を促す。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	平成25年度において予算化している。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	指名競争入札を予定している。地方自治法第167条第2号により一般競争入札に付さない。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	市の直営で運営する。
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	鹿島市実施計画や鹿島市の施策を検討する庁議において、維持管理について検討している。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請(予定も含む。)はないか(ある場合には、事業名を記載すること。)	○	重複申請はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。